

ご存じですか？

年金生活者支援給付金制度

年金生活者支援給付金は、消費税率引き上げ分を活用し、公的年金等の収入や所得額が一定基準額以下の年金受給者の生活を支援するために、年金に上乗せして支給されるものです。受け取りには請求書の提出が必要です。支給要件を満たす場合、2年目以降の手続きは原則不要となります。

対象

要件をすべて満たす方

老齢基礎年金を受給している方

- ・65歳以上
- ・世帯全員の市町村民税が非課税
- ・前年の年金収入金額とその他の所得の合計額が、昭和31年4月1日以前生まれの方は90万6,700円以下、昭和31年4月2日以後生まれの方は90万9,000円以下

障害基礎年金・遺族基礎年金を受給している方

前年の所得額が479万4,000円以下(扶養親族等の数に応じて増額)

請求手続き

老齢・障害・遺族基礎年金を受給している方で、令和7年度、新たに年金生活者支援給付金の支給対象となる方

9月ごろから順次日本年金機構から簡易な年金生活者支援給付金請求書(はがき型)が送付されます。

年金生活者支援給付金を受け取るには年金生活者支援給付金請求書の提出が必要です(すでに年金生活者支援給付金を受給している方は、新たな手続きは不要)

年金生活者支援給付金請求書(はがき型)が届いた方は、必要事項を記載し速やかに提出してください。※1

※1 令和8年1月5日までに請求手続きが完了した方は、令和7年10月分からさかのぼって受け取ることができます。ただし、令和8年1月5日までに請求書が届かなかった場合は、請求した月の翌月からの支給となります。

初めて年金を受給する方

年金の請求手続きと併せて年金事務所または保険年金課で請求の手続きをしてください。

世帯構成に変更があり、世帯全員の市町村民税が非課税等となり支給要件に該当した場合

年金生活者支援給付金を請求することができます。年金事務所または保険年金課で請求の手続きをしてください。※2

※2 この場合は、請求した月の翌月分からの支給となりますので、お早めに申請してください。

年金給付金

検索



問合 保険年金課医療・年金G ☎24-1114
中村年金事務所 ☎052-453-7200

不審な電話や案内には
ご注意ください

日本年金機構や厚生労働省から、電話で家族構成や金融機関の口座番号・暗証番号をお聞きしたり、手数料などの金銭を求めたりすることはありません。不審に感じた場合は、日本年金機構や警察相談専用電話(＃9110)にご連絡ください。年金生活者支援給付金の請求でお困りのときには、下記へお電話ください。給付金専用ダイヤル ☎0570-05-4092(ナビダイヤル)

令和8年度

幼稚園 保育所 認定こども園

小規模保育事業所

入園案内

ID 495985769 問合 幼児保育課保育G ☎24-1120



入園申込について

各施設の入園申込に関する情報は下表のとおりです。

園の入所の申込とは別に、こどもの年齢と保育の必要性に応じた認定を居住する市町村で受ける必要があります。



各施設の入園申込に関する情報

支給認定区分	こどもの年齢	利用できる施設	申込書配布日・場所	申込書受付日
1号認定子ども (教育子ども) (保育要件なし)	満3歳以上	幼稚園 ^{※1} 認定こども園 ^{※2} (教育子ども)	9月1日(月)から 各施設にて配布	施設の指定した 面接日に 各施設にて受付
2号認定子ども (保育子ども) (保育要件あり)		保育所 認定こども園 ^{※2} (保育子ども)	9月1日(月)から 各施設・幼児保育課 にて配布	市の指定した面接日に 各施設・幼児保育課 にて受付
3号認定子ども (保育子ども) (保育要件あり)	満3歳未満	小規模保育事業所 ^{※3}		

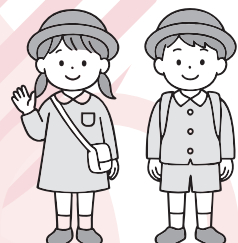
※1 幼稚園をご利用するにあたり、1号認定を受ける必要があるのは、子ども子育て支援新制度の適用を受けた施設のみです。

※2 認定こども園とは、教育(幼稚園)と保育(保育所)の機能や特徴を併せ持ち、満3～5歳のお子さんは、保護者の働いている状況等に関わりなく入所できる施設です。

※3 小規模保育事業所とは、0～2歳の少人数のお子さんを対象に保育を行う施設です。

私立幼稚園を利用する場合

各施設での申込となりますので、入所希望施設にお問い合わせください。



施設一覧

	施設名	所在地	電話番号
幼稚園	双葉幼稚園	西柳原町	26-7643
	百島幼稚園	百島町	25-4046
保育所	蛭間保育園	蛭間町	28-2713
認定こども園	市立共存園保育所 ^{※1}	東洋町	26-2468
	市立新開こども園	新開町	24-3645
	真こども園	神尾町	31-0628
	昭和幼稚園	葉苅町	28-4060
	唐臼こども園	唐臼町	32-2126
	神守こども園	神守町	24-0510
	三和第一保育園	大縄町	28-7576
	三和第二保育園	城山町	25-2238
	ふじなみこども園	寺前町	25-4648
	あたごこども園	東愛宕町	25-1017
	神島田こども園	中一色町	31-0672
小規模保育事業所	つしま幼稚園	舟戸町	26-2465
	ひよこルーム ^{※2}	百島町	25-4046

※1 市立共存園保育所は現在は保育所ですが、令和8年4月1日に幼保連携型認定こども園に移行予定です。 ※2 ひよこルームは百島幼稚園が運営している小規模保育事業所です。

保育所等について

保育所等は、家庭で保育できない乳幼児を保護者に代わって保育する児童福祉施設です。市内には保育所、認定こども園、小規模保育事業所があります。保護者が次のいずれかの事情等により保育ができない場合に入所できます。

保育所等入所基準(保育要件)

- ・月に60時間以上就労している(日中の就労で給与の支給があること)
- ・求職活動をしている(3カ月間)
- ・母親の出産(産前・産後各8週間)
- ・病気・けが、または心身に障がいがある
- ・同居の家族を介護・看護している
- ・震災等の災害の復旧に当たっている

令和8年度5月以降入所希望の方へ

4月入所希望者と同時期に受付を行いますので、5月以降から保育所等を利用ご希望の方も申し込みをしてください。

令和8年度クラス年齢参考

生年月日	クラス年齢
令和2年4月2日～令和3年4月1日	5歳
令和3年4月2日～令和4年4月1日	4歳
令和4年4月2日～令和5年4月1日	3歳
令和5年4月2日～令和6年4月1日	2歳
令和6年4月2日～令和7年4月1日	1歳
令和7年4月2日～令和9年4月1日	0歳

施設を利用するための流れ (入園を希望する施設等で必要な書類を受け取った後)



保育料について

原則として児童の父母の市町村民税所得割額、こどもの年齢、保育の必要量などにより決定します。保育料の決定については、3月末ごろに郵送で通知します(5月以降に入所する児童は時期が異なります)。3歳児クラス以上および第2子以降の保育料は無償となります。

幼児教育・保育の無償化について

ID 467554085

3歳児クラスから小学校就学前までの利用料は無償となります。無償化に伴い、私立幼稚園等を利用する場合は、市の認定が必要です。

9月市民相談

※相談員の都合により相談を休むことがありますので、当日、電話でご確認ください。翌月7日分まで掲載。
※予約制の相談は、受付件数が限られていますので、ご希望の日時に相談できない場合があります。

相談名	日時	場所	問合せ
行政相談	5日、10月3日 午前10時～正午	市役所1階相談室	秘書広報課秘書G ☎24-1123
弁護士相談(要予約)	2、16日、10月7日 午後1時～3時	総合保健福祉センター 2階市民相談室	社会福祉協議会 ☎25-8411
心配ごと相談	10日 午前10時～正午	南文化センター 1階相談室	人権推進課人権同和・男女参画G ☎55-9364
みんなの人権110番	月曜日～金曜日(祝日は除く) 午前8時30分～午後5時15分	法務局・地方法務局および その支局の窓口	☎0570-003-110
高齢者の健康相談	2、9、16、30日、10月7日 午後1時～3時	老人福祉センター	☎28-7561
高齢者の健康相談	3、10、17、24日、10月1日 午後1時～3時	神島田祖父母の家	☎32-2151
認知症相談	月曜日～金曜日(祝日は除く) 午前10時～午後4時	— (電話相談)	公益社団法人 認知症の人と家族の会愛知県支部 ☎0562-31-1911
家庭児童相談	月曜日～金曜日(祝日は除く) 午前8時30分～午後5時15分	総合保健福祉センター 2階こども家庭センター	☎24-0350
年金相談(要予約)	25日 午前10時～午後3時 予約開始は9月1日午前9時から	市役所1階相談室	保険年金課医療・年金G ☎24-1114
法律相談(要予約)	9日 午後1時～4時	市役所1階相談室	総務デジタル課庶務G ☎55-9606
消費生活相談	月曜日～金曜日(祝日は除く) 午前9時～午後4時30分	海部総合庁舎1階	海部地域消費生活センター ☎23-0150
創業・経営 個別無料相談会 (要予約)	11、17、25日、10月3日 午前9時～午後5時	津島商工会議所相談室	津島商工会議所 ☎28-2800
労働者特別相談・ 勤労者金融相談	月曜日～金曜日(祝日は除く) 午前9時30分～午後4時30分	— (電話相談)	勤労者安心ネットワークセンター ☎0120-81-1505
ファミリー・サポート・センター 移動事務所	18日 午前10時30分～正午	西地区 子育て支援センター	ファミリー・サポート・センター ☎55-7708
手話通訳者設置日	3、4、10、11、17、18、24、25日、 10月1、2日 午前9時～正午、午後1時～4時	市役所福祉課	福祉課福祉G ☎24-1138 ☎24-1115

津島データファイル

人口と世帯 (外国人を含む)	総数……59,214人(-31) 男……29,282人(+11) 女……29,932人(-42) 世帯数……27,640世帯(+23) 8月1日現在、()は前月比
市内の交通事故・犯罪 [6月]	事故発生件数……16件(110件) うち死亡者……0人(2人) 犯罪発生件数……35件(223件) ()は令和7年中の累計
市内の火災	6月……1件(9件) ()は令和7年中の累計
救急車の出動回数	6月……293件(1,862件) ()は令和7年中の累計

今月の市税や料金など

納期限 令和7年9月30日(火)

国民健康保険税…第3期 介護保険料…第6期 市営・改良住宅家賃、
保育所等利用者負担金…9月分 後期高齢者医療保険料…第3期

市税の今後の納期

	10月	11月	12月
市民税・県民税	第3期	—	—
固定資産税・都市計画税	—	—	第3期
国民健康保険税	第4期	第5期	第6期

税や料金の納付には便利な口座振替をご利用ください

水道料金をはじめ、市に対するお支払いの多くにご利用いただけます。

取扱金融機関の窓口にてお申し込みください。

取扱金融機関

いちい信用金庫、三菱UFJ銀行、大垣共立銀行、十六銀行、三十三銀行、あいち銀行、名古屋銀行、
東海労働金庫、あいち海部農業協同組合、ゆうちょ銀行(郵便局)